

甲府市立学校の教育職員に関する
業務量管理・健康確保措置実施計画

令和8年2月
甲府市教育委員会

目 次

1. 計画の趣旨・現状	1
2. 目標	2
3. 計画の期間	2
4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容	2
5. 関連する取組、今後のフォローアップについて	5

※（小中学校）とある項目については、小中学校での取組

※（中学校）とある項目については、中学校での取組

※（商業高校）とある項目については、甲府商業高等学校での取組

※記載がない項目については、小中高校共通の取組

1. 計画の趣旨・現状

(1) 計画の趣旨

OECD の国際教員指導環境調査によると、日本の教員の仕事時間は世界最長クラスであり、教員の長時間労働が深刻な問題となっている。長時間労働は教員の健康を害し、過労死や精神疾患、教育の質の低下、教員のなり手不足等を引き起こす懸念がある。

こうした中、教育職員の勤務状況を改善し、健康な状態で、自らも学ぶ時間を確保しながら、専門性を最大限に発揮して、生き生きと児童生徒等への教育に邁進できるようにすることにより、教育職員の働きやすさと働きがいとを両立し、学習指導要領等において目指している理念の実現に向けてよりよい教育を行うため、学校における働き方改革の推進を目的とした「甲府市立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画」を策定した。

(2) 本市の現状

○本市では、平成29年度に「甲府市教員の多忙化改善対策検討委員会」を設置し、「甲府市多忙化改善計画」を策定した。本計画に従い、ICT活用による校務の効率化、学校閉庁日の設定、共同学校事務室の設置、給食費の公会計化、留守番電話や高速プリンターの導入等、教育職員が本来業務に取り組み、子供と向き合う時間の確保に努めてきた。

○また、令和2年3月に、所管に属する学校の教育職員の在校等時間の上限に関する方針として、「甲府市立学校の教育職員の在校等時間の上限等に関する方針」を定め、教育職員の在校等時間の管理及びその時間の縮減に取り組んできた。

○こうした取組の結果、本市における教育職員の時間外在校等時間の状況について、令和6年度は以下のとおりであった。

【令和6年度の時間外在校等時間の状況】*()内は国の数値。45時間超の数値は教諭のみデータを比較。

	年平均	月45時間超～80時間以下の割合(a)	月80時間超の割合(b)	(a)+(b)の合計
小学校	月 35 時間 10 分	29.1%(23.2%)	1.6%(1.6%)	30.7%(24.8%)
中学校	月 49 時間 56 分	41.9%(34.4%)	15.5%(8.1%)	57.4%(42.5%)
商業高校	月 41 時間 13 分	31.7%(22.5%)	4.8%(5.7%)	36.5%(28.2%)

○時間外在校等時間が45時間を超える割合が小学校で30.7%、中学校で57.4%、商業高校で36.5%となっている。授業準備や生徒指導に多くの時間を割き、保護者対応や部活動指導等の業務には負担感が大きくなっており、さらに業務の分担の見直しや適正化を図ることによって、教育職員の業務に、教育の質の向上のために必要な時間的余裕を創出することが必要である。

○こうしたことを踏まえ、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第8条に基づき本計画を策定するものである。

2. 目標

○ 本計画において達成を目指す目標は以下のとおり。

(1) 時間外在校等時間に関する目標

- ・令和8年度末までに1箇月時間外在校等時間が80時間を超える教育職員をゼロにする。
- ・令和11年度末までに1箇月時間外在校等時間が45時間以下の割合を100%にする。
- ・令和11年度末までに1年間における1箇月時間外在校等時間の平均時間を30時間程度にする。

(2) 子供と向き合う時間の確保

- ・令和10年度末までに、「きずなの日」と「定時退校日」をそれぞれ年間20回以上実施している学校の割合を100%にする。

(3) 部活動における教育職員の負担軽減

- ・令和10年度末までに、平日1日と土日どちらか1日を休養日としている部活動の顧問の割合を100%にする。

(4) 一人ひとりの主体的な取組の推進

- ・令和11年度末までに、自身の働き方を見つめ直し、自分事として取り組んでいる教育職員の割合を100%にする。

(5) 働きがいの向上

- ・仕事に対して働きがい（充実感・満足感・意欲等）を感じている教育職員の割合を100%にする。

(6) ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標

- ・ストレスチェックにおける高ストレス者の割合を5%まで減少させる【R6：8.65%・R7：8.0%】

3. 計画の期間

令和8年度～令和11年度

4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

○ 本市では、本計画期間中の重点事項として、以下の内容に取り組む。

(1) 「業務の3分類」を踏まえた業務の見直し

① 学校以外が担うべき業務

◇登下校時の通学路における日常的な見守り活動等（「3分類」①関係）（小中学校）

- ・各地域の実情を踏まえつつ、児童生徒が学校に登校する時間の見直しを推進する。
- ・学校運営協議会等と連携し、保護者・地域住民による通学路の見守り活動を推進する。

◇放課後から夜間における校外の見回り、児童生徒が補導された時の対応（「3分類」②関係）

- ・放課後から夜間における見回りについては、原則学校における自主的な見回りは行わないこととする。

- ・学校警察連絡協議会等において、補導された児童生徒の引取りについては、保護者が第一義的な責任を負うことについて認識を共有する。

◇学校徴収金の徴収・管理（公会計化等）（「3分類」③関係）

- ・学校徴収金の徴収業務については業者による直接徴収等、負担軽減に向けた調査・研究を行う。

◇保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応
（「3分類」⑤関係）

- ・保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等には、甲府市児童生徒支援センター「すてっぷ」の相談窓口やスクールロイヤーを活用し、学校と教育委員会が連携を図る中で、事案の早期解決を目指す。

◇作品募集・イベント周知のためのチラシ類の配布

- ・教育委員会を通じて、学校に配布依頼がある作品募集・イベント周知のためのチラシ類は、原則としてウェブ掲載とし、紙の配布を行わない。
- ・作品募集の応募やイベントの参加申し込みについては、個人応募を前提とし、原則学校での取りまとめを行わないよう、関係機関・団体に対して働きかけを行う。

② 教師以外が積極的に参画すべき業務

◇調査・統計等への回答（「3分類」⑥関係）

- ・教育委員会内で回答できるもの（一部のみの回答も含む）については、教育委員会の責任において回答し、やむを得ず学校へ依頼する場合には、校務支援システムの機能等を活用することによって、市から学校に発出される調査の回答に係る事務負担を軽減する。
- ・学校事務体制強化のため、既存の共同学校事務室活用を促進する。（小中学校）

◇学校の広報資料、ウェブサイトの作成・管理（「3分類」⑦関係）

- ・学校の広報資料については、メール等での配信を積極的に活用する。

◇ICT 機器・ネットワーク設備の日常的な保守・管理（「3分類」⑧関係）

- ・外部委託を基本とし、日常的な保守・管理は教育委員会が主導で行う。校内においては、教頭や情報主任、事務職員等が連携しながら外部並びに教育委員会との窓口となり、対応する。
- ・教育委員会に ICT 推進専門員を配置し、相談窓口となるほか、要請に応じて各校へ派遣し、ICT 環境の支援を行う。

◇校内清掃（「3分類」⑫関係）

- ・清掃活動の回数、範囲の合理化等を促進する。

◇技能員を学校に配置し、学校施設・設備の修繕や環境整備業務を行う。

◇部活動（「3分類」⑬関係）

- ・令和8年度から基本的に朝練を廃止する。（中学校）
- ・令和8年度中に、休日、原則月2回、全ての部活動*の地域展開を実現する。（中学校）
*バスケットボール、バレーボール、剣道、柔道、サッカー、野球、ソフトテニス、テニス、
バドミントン、卓球、陸上、ソフトボール、ハンドボール、吹奏楽、演劇
- ・指導者の確保や大会主催者との協議の上、次の①・②の実施に向けた取組を進める。（中学校）
①休日の部活動については、学校単位の活動を行わず、地域クラブへの完全移行を目指す。
②教育内大会についても、学校単位の部活動での参加から、地域クラブ等での参加を目指す。
- ・令和8年度より、段階的に平日放課後の部活動終了時刻を前倒しし、将来的には教育職員の勤務時間内に活動終了となるよう取組を進める。
- ・平日部活動の地域展開は検討を進める。（中学校）
- ・地域指導者・有償外部指導者を活用する。（商業高校）
- ・各部活動の顧問を複数名とし、交代で指導にあたる体制を整備する。（商業高校）
- ・卒業生や教員OBによる部活動支援組織（役割分担の明確化）を構築する（商業高校）

③ 教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務

◇授業準備、学習評価や成績処理（「3分類」⑮⑯関係）

- ・段階的に中学校へ自動採点システムを導入することにより、採点作業や成績処理等に係る事務負担を軽減する。*商業高校へは既に導入済み
- ・授業、行事の準備や採点作業等を補助する、スクールサポートスタッフを学校に配置する。
（小中学校）
- ・生成AIやICTを活用し、授業準備や会議録のまとめ、教材作成に係る業務負担を軽減する。

◇支援が必要な児童生徒・家庭への対応（「3分類」⑰関係）

- ・支援スタッフ（特別支援教育支援員・学習指導員・市単教員）を学校に配置し、支援が必要な児童生徒に対し、きめ細かな支援体制を整備する。
- ・甲府市児童生徒支援センター「すてっぷ」にスクールソーシャルワーカーを配置し、学校や関係機関と連携する中で、児童生徒・家庭への支援を行う。
- ・医療に関する専門的な人材を必要に応じて適宜学校に配置する。

(2) 学校における措置の推進

学校における以下の措置を推進することで、教育職員が担う業務の適正化を図る。

- ・教育課程の見直し、学校行事の精選又は統合を検討する。
- ・各学校の教育課程における年間総授業時数や週当たり授業時数については、年度当初の計画段階で真に必要な時数となるよう設定する。特に、標準授業時数を大幅に上回って（小4以上は年間で1086単位時間以上）編成されている場合には、指導体制に見合うものとなるよう見直す。
- ・当初の狙いが形骸化し十分な効果が見込めない活動等の見直し、清掃時間・頻度の見直し、放課後の活動時間の勤務時間内での設定等、日課表の工夫を行う。
- ・小学校においては、学校規模に応じた教科担任制の導入を検討する。
- ・「GIGA スクール構想の下での校務DX チェックリスト」を活用し、成績処理、出欠席等連絡、資料のペーパーレス化等の校務を効率化する。
- ・導入済みの留守番電話機能を活用し、留守番電話対応中の時間は、教育職員が行うべき業務に必要な時間を確保する。
- ・業務の持ち帰りは行わないことが原則である。仮に業務の持ち帰りが行われている実態がある場合には、その実態把握に努めるとともに、業務の持ち帰りの縮減に向けた取組を進めるものとする。

(3) 教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組

教育職員の健康及び福祉を確保するため、労働安全衛生法等の規定を遵守するとともに、以下の内容に取り組む。

- ・超勤4項目に係る時間外勤務時間が「1か月100時間以上」若しくは「2か月～6か月の平均が80時間超」の教育職員について、医師（産業医）による面接指導を実施する。
- ・11時間を目安とする勤務間インターバルを確保するための最終退勤時刻の設定に取り組む。
- ・毎年ストレスチェックを行い、実施率100%を目指す。実施後の集団分析の結果等を活用して職場改善の改善を推進する。
- ・教育委員会内に、心身の健康問題についての相談窓口設置の充実を図ることを検討する。
- ・年次有給休暇についてまとまった日数連続して取得できるよう、各学校に対して取得を促進する。
- ・市内一斉の学校閉庁日を年間7日程度設定する。

5. 関連する取組、今後のフォローアップについて

- ・取組の着実な実行を図るため、市内各学校の教育職員の在校等時間の状況を把握し、毎年度、甲府市のホームページで公表するとともに、定例の教育委員会及び総合教育会議において報告することとする。
- ・目標（1）については、校務支援システム内の出退勤管理システムで把握、（2）～（5）については、調査を実施、（6）については、ストレスチェックの結果から把握する。
- ・在校等時間に、自己研鑽やその他業務外の時間を含めない。

～自己研鑽やその他業務外の例～

将来的なスキルアップのための教育関連書籍の読書、自主的な研修会・オンライン講座の受講、教育職員同士の自主的な勉強会参加、山梨県教職員組合や甲府市教職員組合の業務、各種スポーツ・文化協会や連盟等の業務、早めに出勤して新聞を読んだり読書をしたりする時間や、所定の勤務時間終了後の夕食の時間

- ・教育委員会において、各学校の状況を確認し、本計画の内容に照らして課題が見られるときは、当該学校に聞き取り・指導等を実施する。特に、時間外在校等時間が長時間となっている教育職員がいる学校や、業務の持ち帰りや休憩時間の確保が課題となっている学校に対しては、当該年度中にも速やかに状況が改善されることを目指し、当該学校に対する個別の支援・指導を実施する。
- ・甲府市教員の多忙化改善対策検討委員会において、本計画の取組状況を確認するとともに、計画や取組についての見直し等について意見交換を行う。
- ・各学校における働き方改革の取組が進むよう、様々な機会を捉え各学校へ本計画の周知を行うとともに、管理職向けにマネジメント等に関する研修を充実させる等、教育委員会からの支援を強化する。各学校においては、校長をはじめとした管理職のリーダーシップのもと、学校運営協議会における協議等も踏まえつつ、本計画に基づき、教育職員の働き方改革に向けた取組を実施する。
- ・学校での児童生徒等の支援に当たる医療・福祉に関する人材の確保に当たり、関係部局・関係機関とともに取り組む。
- ・保護者、地域の理解を促進するため、首長部局と連携し、保護者や地域の各自治会等に対して、本市における「業務の3分類」をはじめとする業務量管理・健康確保措置の内容について周知を行うとともに、具体の項目について協力を得られるよう取り組む。